

認定エンバーマー養成研修事業 実施団体公募要領

1. 総 則

「認定エンバーマー養成研修事業」を実施する者（以下「事業実施者」という。）を選定するため、本要領により公募をするものとする。

2. 事業の目的

訪日外国人が日本で亡くなった場合において、そのご遺体について、多様な宗教や文化に適合した形で適切に埋葬、火葬又は本国への搬送等が行われることは極めて重要である。特に、訪日外国人旅行者の著しい増加が見込まれるところ、宗教上、御遺体を火葬できない場合等の事情で、本国に搬送するのに長期間を要する場合などには、死後変化の進行を防止するエンバーミングを行うことが必要になる。また、例えば、新型コロナウイルス感染症の感染者の濃厚接触者となった遺族が、隔離期間の終了後に葬儀を行うことを可能にするなど、災害時、感染症流行時においてもエンバーミングの技術が活用されることが想定されている。

こうした状況下でエンバーミングを行うに当たっては、通常のエンバーミングの知識や技術に加え、外国人の死体の取扱いの他、災害や感染症対策に関する知識が必要となる。このような観点から、厚生労働省において、エンバーマーを対象とした研修（以下「研修」という。）を実施する。

3. 本事業の内容

- (1) 実施主体は、研修プログラムの企画立案、研修の運営及び履修の管理を行う。
- (2) 研修プログラムを企画立案するに当たっては、エンバーミング等に係る有識者からなる会議（以下「会議」という。）を設置し、当該会議の意見を踏まえて行うものとする。
- (3) 研修対象者は、現にエンバーミングを行っている者とする。
- (4) 研修内容は、死体等に係る法令の他、標準的なエンバーミングのプロトコル、死体に係る諸外国の宗教・文化・民俗学、外国人の死体の取扱いと埋火葬・国際的な死体搬送、災害対策及び感染症対策を中心として、会議において必要と認めた内容とする。
- (5) 研修は1回あたり1日程度（約8時間）で、年3回程度開催することとする。なお、研修の開催に当たっては、多くの者が受講できるよう期間を分けて開催するなど、受講者への配慮するものとする。
- (6) 研修実施後は、会議において受講生の履修状況を審査し、修了相当と認められる者の一覧を作成し、厚生労働省医政局長へ修了証交付申請を行うこと。また、会議において、受講者の意見を把握するとともに研修の効果等を検証し、研修内容・運営方法等の評価を行い、厚生労働省に報告するものとする。
- (7) 上記（1）～（6）を行うに当たっては、厚生労働省医政局医事課と相談し、そ

の指示に従うものとする。

4. 事業の実施主体

公募により選定された団体

5. 事業の期間

厚生労働省において事業の採択を決定した日から令和8年3月31日まで

6. 本事業に係る補助金の交付について

(1) 本事業の補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生省
労働省</sup>令第6号）の規定によるほか、別に定める「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」の定めるところによる。

(2) 本事業に係る補助金の交付については、8,087千円を基準額（上限額）とする。
なお、補助金の内容は、事業実施に必要な経費（非常勤職員手当、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費、借料及び損料、社会保険料）に限る。

7. 応募団体に関する諸条件

本事業の応募者（以下「応募団体」という。）は、次の条件を全て満たす団体であることとする。

- (1) 本事業を的確に遂行するに足る組織、人員等を有していること。
- (2) 本事業を円滑に遂行する上で必要な経営基盤を有し、資金等に関する管理能力、及び精算を適正に行う経理体制を有すること。
- (3) 日本に拠点を有していること。
- (4) 厚生労働省から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 予算決算及び会計令（昭和22年4月30日勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

8. 応募方法等

(1) 企画書の作成及び提出

「認定エンバーマー養成研修事業応募申込書」（別添様式1）とともに、企画書記載項目①～⑨について具体的に記載した「認定エンバーマー養成研修事業企画書（以下「企画書」という。）」を作成し、下の提出期間内に提出すること。

【企画書記載事項】

※企画書は、用紙サイズはA4とし、様式は任意とするが、以下の項目について具体的に記載すること。

- ① 事業実施に係る会計処理等の事務処理の実施体制
- ② 研修プログラムの企画立案体制
- ③ 研修の開催場所及び実施時期
- ④ 研修の周知方法
- ⑤ 研修期間中の教室、演習室の確保
- ⑥ 講師の確保（予定）
- ⑦ 受講者の募集方法
- ⑧ 類似業務の実績とその内容
- ⑨ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する次の認定の有無
 - ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし認定企業）
 - ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）
 - ・ 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定企業）
- ⑩ 事業費の積算（別紙様式2による）

（2）応募方法

提出期間及び提出先等は以下のとおり。

① 提出期間

令和7年5月19日（月）～令和7年6月6日（金）※消印有効

② 提出先及び問い合わせ先

提出先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医政局医事課医事係 あて

※ 郵送する場合は、封筒の宛名面に「認定エンバーマー養成研修事業」と朱書きで記載すること。

問い合わせ先：厚生労働省医政局医事課医事係

TEL：03-5253-1111（内線2568）

FAX：03-3591-9072

※ 問い合わせは、平日の午前9時30分から午後17時30分（正午～午後1時を除く）とする。

③ 提出書類及び部数

- ア 認定エンバーマー養成研修事業応募申込書（別紙様式1）・・・・・・ 1 部
- イ 認定エンバーマー養成研修事業企画書・・・・・・・・・ 3 部
- ウ 団体経歴（概要）、団体定款等の応募団体の活動が分かる資料・・・ 3 部
- エ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する次の認定を受けている場合には、その通知書（写）
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし認定企業）
 - ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）
 - ・青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定企業）

9. 実施団体の選定について

厚生労働省医政局医事課において、応募団体が応募条件に該当する旨を確認の上、医政局に設置する「認定エンバーマー養成研修事業企画書に係る企画書評価委員会」において、提出された企画書等の評価（非公開）を行い、その結果に基づき実施団体を選定する。